

笠間市営住宅管理条例改正案の概要

1 入居収入基準

入居収入基準とは、市営住宅への入居が認められる所得の基準です。

	従来（公営住宅法・施行令）	改正案（条例）
本来階層*の入居収入基準	収入月額 158,000円	同左 公営住宅法で定められた参酌すべき基準や現行の基準を検討した結果、従来どおりの基準を条例に定めます。
裁量階層*の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（1～4級） ・精神障害者（1・2級） ・知的障害者（A～B） ・戦傷病者 ・原子爆弾被爆者 ・海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内） ・ハンセン病療養所入所者 ・高齢者世帯（入居者が60歳以上かつ同居者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯） ・子育て世帯（小学校就学前の子がいる世帯） ・災害公営住宅入居対象世帯 	
裁量階層の入居収入基準	収入月額 214,000円	

*本来階層：市営住宅が本来入居対象とする所得の範囲にある世帯。

*裁量階層：特に居住の安定を図る必要があるものとして入居収入基準が緩和されている世帯。

2 被災者等の入居者資格の特例

	現行（条例）	改正案（条例）
入居者資格特例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・借上公営住宅契約終了による退去予定者 ・公営住宅の用途廃止による退去予定者 ・被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者 	下記の者を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興特別区域法第20条に規定する被災者等 ・福島復興再生特別措置法第20条に規定する居住制限者

*参酌基準：事業主体が条例化する際に、参酌すべき基準として国が省令で定めた基準。

*内容の一部については、規則などに委任されることがあります。

3 施行予定日

平成25年4月1日